



長野県報

1月25日(木)
平成30年
(2018年)
第2943号

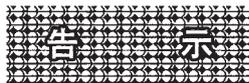
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	2

公告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	2
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	3
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	3



ます。

平成30年1月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県告示第38号

平成30年2月16日、長野県議会定例会を長野市に招集し

財政課

長野県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年1月25日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	株式会社伊勢屋薬局	長野県千曲市稲荷山836	JAあんずいせや薬局	長野県千曲市中原317	平成29年11月30日
居宅介護支援事業	株式会社あかぎ	長野県松本市里山辺1840番地1	あかぎ居宅介護支援事業所	長野県松本市里山辺1840番地1	平成29年10月1日

地域福祉課

長野県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年1月25日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
居宅介護支援事業所	合同会社ケアサポートすずらん	長野県北安曇郡松川村5725-289	すずらん居宅介護支援事業所	長野県北安曇郡松川村5721-1467	長野県北安曇郡松川村5721-1467	長野県北安曇郡松川村5725-289	平成28年8月1日

地域福祉課

長野県告示第41号

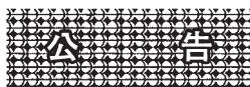
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年1月25日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	大嶋 博之	長野県北佐久郡軽井沢町長倉9-173	ぶりむ訪問看護ステーション	長野県北佐久郡軽井沢町長倉9-173	平成29年5月6日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	大嶋 博之	長野県北佐久郡軽井沢町長倉9-173	おおしま医院	長野県北佐久郡軽井沢町長倉9-173	平成29年5月6日
訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス	佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市猿久保882番地	JA佐久浅間ヘルパーステーションあさま	長野県小諸市耳取948番地1	平成29年3月31日

地域福祉課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成30年1月25日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
信濃毎日新聞社松本本社
松本市中央2-20-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
信濃毎日新聞株式会社
代表取締役社長 小坂 壮太郎

長野市大字南長野字南県町657

3 同法第8条第1項の規定による松本市の意見の概要

- 中心市街地全体の交通対策にご協力をお願いします。
- 景観法第16条第1項に基づく届出の内容を変更するときは、変更届出前に事前の協議をお願いします。
- 屋外広告物の提出にあたっては、設置する前に許可を受ける必要があります。行為に着手する前に許可を受けるようお願いいたします。
- 設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき、ごみの減量、資源化及び適正処理に努めてください。
- 設置者は、管理する建物・土地周辺を清潔に保ち、ごみ等がポイ捨てされることのないように適切に管理してください。
- 廃棄物は、自己処理するか、自己処理ができない場合は、事業系一般廃棄物は市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に、産業廃棄物は県が許可する産業廃棄物収集運搬業者に委託して処理してください。また、一般廃棄物と産業廃棄物が混ざらないよう分別保管を心掛けてください。